

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託 仕様書

第1 全体

1. 業務名

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託（以下「支援業務」という。）

2. 業務の目的

市立野洲病院は建設から40年程度が経過し、施設・設備が老朽している。耐震強度が不足している棟もあり、早急に整備方針を決定する必要がある。

野洲市民の安心・安全を守る基幹病院として、健全な経営体制を確立しながら医療を安定的・効率的に提供していくことを目指している。

そこで、野洲市民病院整備基本計画等を策定するために、高度な専門知識や十分な実績を有する者に支援業務を委託することにより、事業全体を効率的に推進し、よりの確で実現性の高い計画を策定しようとするものである。

3. 業務期間 契約締結の日から令和4年3月25日まで

4. 業務の実施

- (1) 支援業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令および適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、医療行政、病院整備および運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、支援業務に関する責任者となる総括技術者および支援業務の実務を主になって担当する主任技術者を選任し、発注者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は相互に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。
- (4) 支援業務について必要な資料については、発注者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう扱い、支援業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 支援業務の一部を再委託する場合は、予め発注者に再委託業者選定報告書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務遂行方針

- ウ 業務詳細工程
- エ 業務実施体制
- オ 総括技術者、主任技術者およびその他業務従事者の一覧表及び経歴書
- カ 協力者がある場合は、協力者の概要および業務従事者の一覧表
- キ 業務フローチャート
- ク 打ち合わせ計画
- ケ その他発注者が必要とする事項

(3) 前号に定める事項の記載内容に追加および変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

第2 整備予定場所と敷地の概要

整備予定場所	野洲市小篠原字宇立 2 1 8 0 番 2、2 1 8 5 番 3、2 1 8 5 番 7 ※別紙の付近見取図を参照
敷地面積	約 3, 6 0 0 m ²
用地地域	商業地域
容積率	4 0 0 %
建蔽率	8 0 %
防火地域等	指定なし (法第 2 2 条区域内)
道路幅員	北東側：野洲駅下水門線 約 1 5 m 北西側：野洲駅下水門線 約 1 3 m 南東側：小篠原稻辻線 約 9 m
地区計画	野洲駅南口西地区地区計画
景観計画区域	野洲駅南地区 (重点地区)

第3 診療体制等

(1) 診療科						
○内科 ○小児科 ○外科 ○整形外科 ○婦人科 ○泌尿器科 ○眼科 ○リハビリテーション科 ○人工透析						
(2) 部門						
○外来 ○救急 ○病棟 ○内視鏡 ○外来化学療法 ○人工透析 ○地域連携 ○健康管理センター ○手術 ○薬剤 ○診療放射線 ○臨床検査 ○リハビリテーション ○中央材料 ○臨床工学 ○栄養 ○事務・管理						
(3) 病床数						
○病床数は 1 6 0 ~ 1 8 0 床程度 <table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">一般病床</td> <td style="padding: 2px 10px;">: 8 0 ~ 1 0 0 床</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">回復期リハビリテーション病床</td> <td style="padding: 2px 10px;">: 4 0 床</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">地域包括ケア病床</td> <td style="padding: 2px 10px;">: 4 0 床</td> </tr> </table>	一般病床	: 8 0 ~ 1 0 0 床	回復期リハビリテーション病床	: 4 0 床	地域包括ケア病床	: 4 0 床
一般病床	: 8 0 ~ 1 0 0 床					
回復期リハビリテーション病床	: 4 0 床					
地域包括ケア病床	: 4 0 床					

第4 業務内容

基本構想・基本計画策定に係る企画立案支援業務

※本業務にあたっては、『野洲市民病院整備運営評価委員会（令和3年5月17日）資料2の2.（1）市民にとって必要な病院（2）市民病院のあり方』に基づき、また以下の資料にある経緯を踏まえて業務を行うこと。

なお、業務の遂行方法等は企画提案したうえで、協議に基づき実施すること。

- ・野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方に関する提言書（平成23年10月）
- ・野洲市新病院整備可能性に関する提言書（平成24年7月）
- ・野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針
- ・（仮称）野洲市立病院整備基本構想に関する提言書（平成26年2月）
- ・（仮称）野洲市立病院整備基本構想（平成26年3月）
- ・（仮称）野洲市立病院整備基本計画（平成27年3月31日）
- ・野洲駅南口周辺整備構想（平成27年3月）
- ・（仮称）野洲市民病院基本計画精査結果報告書（平成27年10月19日）

1. 各種分析・調査の実施

- （1）国の医療制度改革等地域医療を取り巻く環境変化の今後の見通しとその影響の分析・予測
- （2）滋賀県の地域医療構想及び野洲市の各計画を踏まえた今後の変化の見通しとその影響の分析・予測
- （3）市立野洲病院の医療機能及び経営状況の現状と野洲市内及び周辺地域の医療需要の今後の動向など、野洲市民病院の医療機能のあり方、基本理念・基本方針等を検討するために必要となる分析・調査
- （4）施設規模を検討するために必要となる分析・調査
- （5）施設整備計画・整備手法を検討するために必要となる分析・調査
- （6）事業収支計画を検討するために必要となる分析・調査

2. 1の分析・調査結果を踏まえた事業内容の検討

※基本構想・基本計画では主に以下に示す内容の策定を予定している。

（1）基本構想策定支援業務

ア 基本構想の検討支援

- ①現基本構想の見直し
- ②病院規模の設定
- ③病床規模の設定
- ④診療科構成の設定
- ⑤事業収支シミュレーションの更新・修正

（2）基本計画策定支援業務

ア 基本計画の検討支援

- ①現基本計画の見直し
- ②基本構想内容の反映
- ③修正設計図書（成果品）の検証を踏まえた内容の更新
- ④部門別諸室リスト（要求水準）の作成

イ 基本計画案の検証

- ①敷地要件調査
- ②計画案の作成（ボリュームスタディ 3案程度）
- ③計画案に基づく建築関連費用の算定
- ④事業収支シミュレーションの精査
- ⑤発注方式の検討
- ⑥マスタースケジュール作成

3. 各種会議等への出席

※次の会議等へ出席し、資料提供するとともに、会議等における意見を集約・調整し、基本構想・基本計画へ反映すること。

- ①野洲市民病院整備運営評価委員会 1回を予定
- ②市民説明会 1回を予定
- ③定例会議 2回／月程度

第5 成果物

1. 成果物の提出

- (1) 野洲市民病院整備基本構想・基本計画：各 50 部（A 4 版縦型フラットファイル綴じ）
- (2) 上記構想及び計画の概略版：各 50 部
- (3) 支援業務において収集、作成した資料、打合せ記録等：各 1 部
- (4) 上記（1）～（3）の磁気記録物（電子データ）：各 1 部（電子文書は「MicrosoftWord」、
「MicrosoftExcel」又は「MicrosoftPowerPoint」を使用して作成すること。
- (5) その他発注者が必要とするもの。

2. 提出期限

- (1) 野洲市民病院整備基本構想（案）及び概略版（案） 令和3年11月
- (2) 野洲市民病院整備基本計画（案）及び概略版（案） 令和4年 2月

3. 成果品に係る著作権等

- (1) 受託者は、業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受託者は、発注者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

第6 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、野洲市個人情報保護条例（平成16年条例第10号）を遵守しなければならない。
- (2) 支援業務の履行に当たり、地方自治法、地方自治法施行令、本市条例・規則等の関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 支援業務で作成した資料は全て発注者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (4) 支援業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (5) 受託者は、支援業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利対象である履行方法を委託者が指定した場合、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受託者協議の上、決定するものとする。